○総務省告示第　　号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十六条第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百十三号（重要通信を行う機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　松本　剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

分類	対象機関
［略］	［略］
水防機関	内閣府　林野庁　国土交通省　国立研究開発法人森林研究・整備機構　国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　独立行政法人水資源機構　一般財団法人河川情報センター
［略］	［略］
災害救助機関	国会　内閣官房　独立行政法人都市再生機構　都道府県　市町村　都道府県医師会　郡市区医師会　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に定める病院及び同条第二項に定める診療所　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項に定める薬局　公益社団法人日本透析医会　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に定める社会福祉事業を行う者　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に定める特定事業所及び同法第二十七条第一項に定める石油コンビナート等防災本部　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けた者　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条の許可を受けた者　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十一条第一項の規定による許可を受けて設置された製造所、貯蔵所及び取扱所　日本郵政株式会社　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に定める指定行政機関、同条第四号に定める指定地方行政機関、同条第五号に定める指定公共機関及び同条第六号に定める指定地方公共機関　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第五号に定める指定行政機関、同条第六号に定める指定地方行政機関及び同条第七号に定める指定公共機関　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に定める熱供給事業者　一般社団法人日本熱供給事業協会　一般社団法人日本エレベーター協会（その社員（エレベーターの保守を業とする法人に限る。）を含むものとする。）　株式会社日本緊急通報サービス
［略］	［略］
輸送の確保に直接関係がある機関	水産庁　国土交通省　国立研究開発法人水産研究・教育機構　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　東日本高速道路株式会社　首都高速道路株式会社　中

改正前

分類	対象機関
［同上］	［同上］
水防機関	内閣府　林野庁　国土交通省　国立研究開発法人森林総合研究所　国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　独立行政法人水資源機構　一般財団法人河川情報センター
［同上］	［同上］
災害救助機関	国会　内閣官房　独立行政法人都市再生機構　都道府県　市町村　都道府県医師会　郡市区医師会　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に定める病院及び同条第二項に定める診療所　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項に定める薬局　公益社団法人日本透析医会　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に定める社会福祉事業を行う者　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に定める特定事業所及び同法第二十七条第一項に定める石油コンビナート等防災本部　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けた者　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条の許可を受けた者　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十一条第一項の規定による許可を受けて設置された製造所、貯蔵所及び取扱所　日本郵政株式会社　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に定める指定行政機関、同条第四号に定める指定地方行政機関、同条第五号に定める指定公共機関及び同条第六号に定める指定地方公共機関　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第四号に定める指定行政機関、同条第五号に定める指定地方行政機関及び同条第六号に定める指定公共機関　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に定める熱供給事業者　一般社団法人日本熱供給事業協会　一般社団法人日本エレベーター協会（その社員（エレベーターの保守を業とする法人に限る。）を含むものとする。）
［同上］	［同上］
輸送の確保に直接関係がある機関	水産庁　国土交通省　国立研究開発法人水産総合研究センター　国立研究開発法人海上技術安全研究所　国立研究開発法人港湾空港技術研究所　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　東日本高速道路株式会

	日本高速道路株式会社　西日本高速道路株式会社　阪神高速道路株式会社　本州四国連絡高速道路株式会社　成田国際空港株式会社　新関西国際空港株式会社　中部国際空港株式会社　北海道旅客鉄道株式会社　東日本旅客鉄道株式会社　西日本旅客鉄道株式会社　四国旅客鉄道株式会社　九州旅客鉄道株式会社　日本貨物鉄道株式会社　公益財団法人日本道路交通情報センター　日本通運株式会社　福山通運株式会社　佐川急便株式会社　ヤマト運輸株式会社　西濃運輸株式会社
［略］	［略］
電力の供給に直接関係がある機関	資源エネルギー庁　電源開発株式会社　電源開発送変電ネットワーク株式会社　北海道電力株式会社　北海道電力ネットワーク株式会社　東北電力株式会社　東北電力ネットワーク株式会社　東京電力ホールディングス株式会社　東京電力リニューアブルパワー株式会社　東京電力パワーグリッド株式会社　東京電力エナジーパートナー株式会社　北陸電力株式会社　北陸電力送配電株式会社　中部電力株式会社　中部電力パワーグリッド株式会社　中部電力ミライズ株式会社　関西電力株式会社　関西電力送配電株式会社　中国電力株式会社　中国電力ネットワーク株式会社　四国電力株式会社　四国電力送配電株式会社　九州電力株式会社　九州電力送配電株式会社　沖縄電力株式会社　株式会社ＪＥＲＡ　日本原子力発電株式会社　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第三項に定める自家用電気工作物を設置する者
［略］	［略］
ガスの供給に直接関係がある機関	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に定めるガス事業者　一般社団法人日本ガス協会　一般社団法人日本コミュニティーガス協会
［略］	［略］
金融機関	銀行　信用金庫　信用組合　農林中央金庫　商工組合中央金庫　農業協同組合　農業協同組合連合会であって農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号に規定する事業を行う者　漁業協同組合　労働金庫
［略］	［略］

［注一～三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

	日本高速道路株式会社　中日本高速道路株式会社　西日本高速道路株式会社　首都高速道路株式会社　阪神高速道路株式会社　本州四国連絡高速道路株式会社　成田国際空港株式会社　新関西国際空港株式会社　中部国際空港株式会社　北海道旅客鉄道株式会社　東日本旅客鉄道株式会社　西日本旅客鉄道株式会社　四国旅客鉄道株式会社　九州旅客鉄道株式会社　日本貨物鉄道株式会社　公益財団法人日本道路交通情報センター　日本通運株式会社　福山通運株式会社　佐川急便株式会社　ヤマト運輸株式会社　西濃運輸株式会社
［同上］	［同上］
電力の供給に直接関係がある機関	資源エネルギー庁　電源開発株式会社　北海道電力株式会社　東北電力株式会社　東京電力株式会社　北陸電力株式会社　中部電力株式会社　四国電力株式会社　中国電力株式会社　九州電力株式会社　沖縄電力株式会社　日本原子力発電株式会社　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第四項に定める自家用電気工作物を設置する者
［同上］	［同上］
ガスの供給に直接関係がある機関	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に定めるガス事業者　一般社団法人日本ガス協会　一般社団法人日本コミュニティーガス協会
［同上］	［同上］
金融機関	銀行　信用金庫　信用組合　農林中央金庫　商工組合中央金庫　農業協同組合　農業協同組合連合会であって農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号に規定する事業を行う者　漁業協同組合　労働金庫
［同上］	［同上］

［注一～三　同上］